



教育委員会 お知らせ

お問い合わせ
学校教育係 ☎63・2038
生涯学習係 ☎63・3812

剣道・柔道教室 新入生募集!

日高町の剣道教室と柔道教室では、新入生を募集しています。練習日は、それぞれ左記のとおりです。

【剣道教室】
毎週月・水・金曜日
午後7時～9時

【柔道教室】
毎週火・金曜日
午後7時～9時

会場は、いずれも町立武道館（志賀保育所横）。対象は、幼児から中学生まで。
お申し込み、お問い合わせは、教育委員会（☎63・3812）まで

学社支援ボランティア （読み聞かせ）の 募集について

公民館でのおはなし会や小学校での読み聞かせ活動を一緒にしてくださる方を募集します。子どもへの読み聞かせボランティアや、おはなし会活動に少しでも興味がおありの方は、ぜひご連絡ください。

【実施】

日高町中央公民館
ひだかおはなしの会

【内容】

おはなし会における絵本の読み聞かせなど

【お問い合わせ】

日高町中央公民館
☎63・3811



上下水道課 お知らせ

お問い合わせは
☎63・3805

浄化槽設置整備事業

補助金

補助制度をご利用ください。生活雑排水による河川などの水質汚濁を防止し、快適な生活環境を実現するため浄化槽を設置する方に対し、設置費用の一部を予算の範囲内で補助します。

●対象

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）において、住居の新築または台所・トイレの増改築などで浄化槽を設置される方。

●お申し込み期間

令和3年4月1日
～11月30日まで
なお、受付が補助可能基数を超えた場合には、期間内であっても締め切らせていただく場合があります。

●条件

- ・日高町に住民登録があること。
- ・50人槽以下の住宅用（店舗など併用住宅を含む）であること。
- ・日高町集落排水処理施設の処理区域外であること。

●補助金額

- ・5人槽 332,000円
- ・6～7人槽 414,000円
- ・8人槽 548,000円

※人槽は居住人数ではなく、住宅の延べ床面積により算定します。





児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給要件に該当すると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

また、現在同手当を受けられている方は、住所や氏名などを変更された際には届出が必要となりますので、速やかに子育て福祉健康課まで届出てください。

また、両手当の令和3年度手当額および支払日は下記のとおりとなっております。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給要件について



お問い合わせ
☎63・3801

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日(一定の障がいがある場合は20歳未満)まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

児童扶養手当額(月額)

第1子	全部支給	43,160円
	一部支給	43,150円～10,180円
第2子 加算額	全部支給	10,190円
	一部支給	10,180円～5,100円
第3子 以降加算額	全部支給	6,110円
	一部支給	6,100円～3,060円

支払期	5月期	7月期	9月期	11月期	1月期	3月期
支払日	5月11日	7月9日	9月10日	11月11日	1月11日	3月11日
支給対象月	3月・4月分	5月・6月分	7月・8月分	9月・10月分	11月・12月分	1月・2月分

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。



特別児童扶養手当額(月額)

1級	52,500円
2級	34,970円

支払期	4月期	8月期	12月期※
支払日	4月9日	8月11日	12月10日
支給対象月	12月～3月分	4月～7月分	8月～11月分

※12月期は11月11日に受け取ることができます。